

## 基本目標Ⅴ プラン推進のための体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、市職場における男女共同参画の推進、市民や事業所との連携により、総合的かつ効果的に推進するうえで必要な推進体制の整備を図ります。

### 基本目標Ⅴ

#### プラン推進のための体制づくり

方針1 施策推進体制の整備

方針2 市民・市(行政)・事業所の連携

### 方針 1

## 施策推進体制の整備

### ●現状と課題●

- 男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参加による推進体制を整備し、本プランの進行管理体制を確立していくことが重要です。
- 男女共同参画プランは、内容が広範で多岐にわたり、推進にあたっては、いくつかの分野で担当課が複数課にまたがる場合も少なくありません。また、判断が難しく、どのように考えて良いか迷うこともあります。このため、職員が常に問題意識を持ち、その解決方法を学ぶ研修会等の機会をつくるとともに、総合的に調整したり、相談を受けたりする担当所管と各部署を横断する推進体制の整備が必要です。また、「男女共同参画プラン」の進行管理を毎年行い、その成果を報告することが条例で定められています。具体的施策の成果を確認し、具体的施策の質の向上、内容の見直し、効果的な方法への改善、新たな課題の発見とその対応など、次年度の実行に繋げていくことが大切です。また、公募市民を含む審議会委員により「男女共同参画プラン」に市民の意見を反映するよう努めていますが、今後も審議会委員の改選時には公募市民枠を採用するとともに、各施策を実行していく際には市民の理解と協力のもとに行っていく必要があります。
- 本市では、職員に対する意識啓発として、毎月「かいづ・男女共同参画ニュース」をインフォメーションへ掲示しています。
- 男女がともに家事や育児に参加し、協力し合える体制づくりを促進するため、率先して本市役所では一斉定時退庁日を設けているほか、子どもの授業参加日などに参加できるよう年次休暇の取得促進を行っています。しかし、一般企業では、なかなか実施することが困難な状況が見られます。
- 平成23年4月1日現在、市役所男性職員の育児休業取得者は過去に0人であり、育児休業の取得促進のための啓発が必要です。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①プランの進行管理体制の確立
- ②市職場における男女共同参画の推進

## 施策の方向 1 プランの進行管理体制の確立

本プランを市民・市（行政）・事業所が連携し積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①審議会の定期開催	公募による市民委員を含む男女共同参画推進審議会を年1回以上開催し、プランの進捗管理・推進を図ります。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
②プランの年次報告の作成	庁内組織により、1年ごとにプランの進行状況を把握・検討し、評価を行います。結果については、市民に公表します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
③プランの見直し・改訂	プランの内容については、行政を取り巻く社会・経済的な変化に伴い定期的な見直し、改訂を行います。	男女共同参画啓発事業	企画政策課

## 施策の方向 2 市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職場においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①市職員に対する研修の実施	市職員の男女共同参画に関する研修を行います。	男女共同参画啓発事業	企画政策課

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
②市職員への情報提供	市職員の男女共同参画に関する正しい理解と知識向上のため情報をメール等により配信します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
③男女平等の職場づくり	職場における慣習、慣行を見直し、男女平等を実現します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課 (全課)
④市男性職員の育児休業等の取得推進	市男性職員の育児休業等の取得に向けて、育児休業制度等の周知を図ります。	総務管理事務事業	総務課
⑤女性職員の管理職等への登用の推進	女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション(積極的改善措置)を実施します。	人事・給与等管理事務 職員研修事業	総務課
⑥特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画について周知・啓発活動を行います。	総務管理事務事業	総務課

## 方針 2

### 市民・市(行政)・事業所の連携

#### ●現状と課題●

- 男女共同参画社会の形成は、行政のみによって実現するものではありません。
- 男女共同参画社会の実現に向けて種々の問題解決を図るためには、行政が率先してプランを推進し、企業として率先して実施していくことはもちろんですが、市民、事業所と連携してプランを進めていくことが不可欠です。このため、様々な人や団体等と情報の共有や協働による実践的な活動の展開が望まれます。
- 市民の理解と参画を得ながら、行政と市民・各種団体・企業が一体となって男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めるため、それを支える各種情報の収集および提供が必要となります。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

#### ①プランに基づく行動の促進

### 施策の方向 1 プランに基づく行動の促進

市民・市(行政)・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①情報の収集・発信	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を市民に情報提供していきます。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
②市民団体やボランティアと連携した事業の実施	市民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の啓発を行います。	NPO活動推進事業	企画政策課